

みえの輝く女子プロジェクト事業 業務委託仕様書

1 業務の目的

本業務は、県内の働く場において女性が活躍できる職場環境の整備を目的に実施するものです。

具体には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）に基づく一般事業主行動計画（以下「行動計画」という。）の策定支援や行動計画の実効性を高めるフォローアップ支援、「女性の活躍推進三重県会議」への会員登録及び取組宣言の働きかけに取り組みます。また、トップ及び男性の意識改革につながる講演会の開催や県内事業所における具体の取組事例の収集、優良取組事例の顕彰を行います。

なお、本業務は、地方公共団体が地域の実情に応じて行う女性の活躍推進に資する取組を支援することにより、域内における関係団体の連携を促進し、女性の活躍を迅速かつ重点的に推進することを目的とする内閣府の「地域女性活躍推進交付金」を活用し、実施するものです。

2 業務名

みえの輝く女子プロジェクト事業

3 委託期間

契約日から令和4年3月18日（金）

4 委託業務の内容

（1）女性活躍推進法に基づく行動計画の策定等の支援

趣旨

女性活躍推進法の改正により、行動計画の策定義務の対象が常時雇用労働者数101人以上に拡大されます（令和4年4月施行）。そこで県では、行動計画への関心が高まるこの機会を捉えて、法改正後も努力義務ではあるものの、県内事業所の多数を占め、多くの雇用を担っている常時雇用労働者数100人以下の事業所を対象に、行動計画の策定を支援します。また、既に行動計画を策定した事業所に対しては、行動計画の実効性をより高めるためのフォローアップ支援を実施します。併せて、「女性の活躍推進三重県会議」への会員登録及び取組宣言についても働きかけを行い、県内の女性が活躍できる職場環境の整備を図ります。

女性活躍推進アドバイザーの配置

女性活躍推進アドバイザーを配置し、次のア、イ、ウの業務を行います。

ア）県内に本社・本店を置く事業所のうち常時雇用労働者数が100人以下の事業所に対して、アドバイザーによる助言等を行い、行動計画の策定を支援。

- イ) 既に行動計画を策定した事業所に対して、PDCA サイクルの実践方法や行動計画を実行する中で明らかになった課題等への助言。
- ウ) 「女性の大活躍推進三重県会議」の周知及び会員登録、取組宣言の働きかけ。

「女性の大活躍推進三重県会議」については、以下の三重県のホームページを参照してください。

<https://www.pref.mie.lg.jp/katsuyaku/index.htm>

アドバイザーの活用を促す取組

事業所が女性の活躍推進に関心を持ち、アドバイザーを積極的に活用するような取組を2回以上実施します。(例えば、女性の活躍推進の意義や行動計画策定のメリット等について理解を深めるためのセミナーの開催など)。

セミナー形式に限定しませんので、女性の活躍推進に対する理解促進やアドバイザーの積極的な活用につながるような企画を提案してください。

報告書の作成

アドバイザーによる行動計画策定の支援及びフォローアップ支援を行ったすべての事業所について対応結果の報告書を作成し、毎月県に提出してください。なお、報告書の様式等は、別途三重県が指示を行います。

支援件数について

上記 ア)、イ)、ウ)の業務のうち、下表に示す項目について基準数以上の支援を行うものとします。

	項目	基準数
1	女性活躍推進法に基づく行動計画の策定事業所数	10 1
2	女性活躍推進法に基づく行動計画に対して支援を行った事業所数	5 2
3	「女性の大活躍推進三重県会議」における取組宣言を行った事業所数	8 3

- 1 本アドバイザーの支援により行動計画を策定し、三重労働局に受理された事業所数とします。
- 2 既に行動計画を策定した事業所のうち、常時雇用労働者数が100人以下の事業所数とします。
- 3 常時雇用労働者数が100人以下かつ女性活躍推進法に基づく行動計画を策定していない事業所のうち、本アドバイザーの働きかけにより取組宣言を行い、「女性の大活躍推進三重県会議」ホームページに掲載された事業所数とします。

業務にあたっての留意事項

- ア) アドバイザーには、女性の活躍推進に関して知識を有し、事業所に対して適切な助言を行い、行動計画策定のための支援を行うことができる者を従事させることとします。
- イ) 受託者は、契約締結後、三重県が三重労働局あて協力依頼して開催する関係法令等に関する講習を受講するものとし、なお、講習の日時等については、契約締結後、別途調整のうえ連絡します。
- ウ) 契約満了時において、上記 に定める支援件数が基準数に満たなかった時は、不足件数に応じて委託金額を減額する場合があります。なお、減額する金額は別途三重県が定めます。
- エ) 業務完了報告時に、支援した事業所の行動計画の写し（三重労働局の受理が確認できるもの）を提出することとします。
- オ) 新型コロナウイルス感染症の感染状況を見据えつつ、例えば、オンラインによる支援を行うことも可能とします。なお、オンラインによる支援など事業所を訪問しない形での実施であっても、事業所と綿密な連絡・調整を行うとともに、事業所が必要な支援を受けられるよう対応するものとし、

(2) 「みえの輝く女子フォーラム 2022」の開催

趣旨

「HeForShe」の理念をふまえたトップ及び男性の意識改革を促す講演会や三重県が公募・選定した「チェンジ・デザイン・アワード 2022」の優良取組事例の表彰式等で構成する「みえの輝く女子フォーラム 2022」を開催します。

「HeForShe」とは、UN Women（国連女性機関）が展開する女性の地位向上に男性の参加を呼びかける社会連帯運動。

開催日時

令和4年2月2日（水）13時～16時（予定）

開催場所

三重県と協議のうえ決定することとします。

参加対象者

県内を中心とした事業所の経営者層・人事労務担当者及び女性社員を含む働いている方全般、自治体職員、学生、メディア関係者等 200人程度

開催内容

本フォーラムは、下記の項目により構成するものとし、

- ア) 働く場における女性の活躍推進に不可欠な、トップ及び男性の意識改革を促す基調講演（対談形式とすることも可）
- イ) 三重県が公募・選定した「チェンジ・デザイン・アワード2022」優良取組事例の表彰式及び事例発表
- ウ) 女性活躍推進法に基づく行動計画を策定した事業所による事例発表

エ) 事業所の具体的な行動を促すため女性活躍に関する個別課題について学び・考える分科会

開催概要の作成

県のホームページに掲載できるよう、開催当日の様態について記録を作成することとします。

開催における留意点

ア) 本フォーラムの開催趣旨をふまえ、三重県と協議のうえ基調講演（基調対談）のテーマ設定及び講師の選定を行うこととします。

イ) 各事例発表にあたっては、事業所に対して発表に向けた調整・支援を行うこととします。

ウ) 本フォーラムの開催にあたっては、参加者の希望に応じて託児サービス、手話通訳もしくは要約筆記を実施することとします。

エ) 本フォーラムの開催にあたっては、募集チラシの作成（県への納品部数:2,000部程度）や各種メディア、ホームページ・SNS等のWEB媒体等を活用し、効果的な集客に努めるとともに、本仕様書に定める参加人数を満たすこととします。

オ) 来場者配布用のプログラムを作成することとします。

カ) 分科会の開催にあたっては、県内企業同士の意見交換の場としても活用し、三重県と協議のうえテーマを3つ程度設定することとします。

キ) 本フォーラムの運営にあたっては、運営及びステージ進行にかかる手順を記した「運営マニュアル」及び「進行台本」を作成し、必要に応じて登壇者及びスタッフへの配布を行うほか、登壇者との事前調整、資料の作成、会場デザイン・レイアウト検討、会場の設営・撤収、進行（分科会のファシリテーター等を含む）、参加者へのアンケートなど、フォーラムの運営に必要な一切の業務を行うこととします。

ク) 新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、本フォーラムの開催をオンラインで実施することとします。なお、オンラインでの開催となった場合は、通信環境の整備や参加者への周知を含む上記ア) からキ) 一切の業務を行うこととします。

5 委託業務の実施条件

- (1) 本委託事業の実施にあたっては、業務を円滑に進めるために必要な打合せの機会を設けることとします。また打合せ場所は原則として三重県環境生活部内とします。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、オンラインでの対応とします。
- (2) 本委託事業における実施内容は、提案内容をふまえ、最終的に三重県が決定を行うものとします。
- (3) 委託業務の実施にあたって、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と協議を重ねながら実施するものとします。

- (4) 本業務において作成した成果品の著作権、特許権、使用権等の諸権利は三重県に属するものとします。
- (5) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはいけません。

6 必要書類の提出等

受託者は、本業務に係る契約の締結後、速やかに三重県環境生活部ダイバーシティ社会推進課（以下「本課」という。）に以下の書類を提出するものとします。

- (1) 業務計画書
- (2) 行程表
- (3) その他三重県が必要とする書類

7 納品する成果品

委託業務完了の日から起算して10日を経過した日又は令和4年3月18日（金）のいずれか早い日までに、業務完了報告書（様式任意、A4版・両面印刷）を本課に提出して完了検査を受けることとします。

なお、業務完了報告書には次の項目を含まなければならないものとします。

- (1) 委託業務の実施内容
- (2) 委託業務の成果・事業効果の検証結果
- (3) 委託業務収支決算（計算）書
- (4) 委託業務にかかる支出の費目別内訳
- (5) 紙媒体以外による活動の場合は、写真等、履行状況が確認できるもの
- (6) その他、事業実施の説明に必要と考えられる資料
- (7) 上記資料に関する電子データ 1式（CD-R等）

8 特記事項

- (1) 個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守してください。また、三重県個人情報保護条例第53条、第54条及び第56条に、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対する罰則規定があるので留意してください。
- (2) 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - (ア) 断固として不当介入を拒否すること。
 - (イ) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - (ウ) 委託者に報告すること。
 - (エ) 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- (3) 受託者が、(2)の(イ)又は(ウ)の義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三

重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。